

『詳細登記六法（二〇二〇年版）』 正誤表（二〇二〇年六月三日）

登記六法本冊において、別記様式の記載に関する誤りがございました。

ご使用に際し、ご不便をおかけいたしますことをお詫びし、謹んで訂正いたします。

以下のアミカケ部分が訂正箇所となります。

して有する債権と相殺することは、抵当債務を引き受けな
い限り、許されぬ。
〔大判昭和八・二・二五民集二二・二八八〕

3 弁済期の定めのない自働債権は、債権成立と同時に弁済期
にあるので弁済期の到来している受働債権に対して、い
つでも相殺することができる。
〔大判昭和一七・一・一九民集二一・一〇七五〕

4 労働者の賃金債権を自働債権とし、使用者が労働者に対し
て有する不法行為上の損害賠償債権を自働債権とする相殺
は、労働標準法二四条一項の趣旨に照らし許されぬ。
〔最判昭和三六・五・三三民集五五・五・四八八〕

5 係属中の別訴において取物となつている債権を、他の訴
訟において、自働債権として相殺の抗弁を主張することは
許されぬ。
〔最判平成三・三・二一七民集四五・九・一四三五〕

6 特定の金銭債権の一部請求の訴訟において、相殺の抗弁が
理由がある場合には、当該債権の総額を確定し、その額か
ら自働債権の額を控除し、残額を算定した上で、原告一部
請求額がその残存額の範囲内であるときは請求の全額
を、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを容認
すべきである。
〔最判平成六・一・二二民集四八・七・七三三五〕

7 訴訟上の相殺の抗弁に対し、訴訟上の相殺を再抗弁とし
主張することは、審理の錯雑を招くことにならぬので許さ
れぬ。
〔最判平成一〇・四・三〇民集五二・三・九三〇〕

8 一個の債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示し
た訴えが提起された場合において、当該債権の残部を自働
債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは
債権の分割行使をすることが訴訟上の権利の濫用にあ
らぬもの、特段の事情のない限り、許されぬ。
〔最判平成一〇・六・三〇民集五二・四・四三三三〕

9 有価証券に表章された金銭債権の債務者は、その債権者
に対して有する弁済期にある自己の金銭債権を自働債権とし
て、有価証券に表章された金銭債権を受働債権として相殺

するにあたり、有価証券の占有を取得することは要しない
といふべきである。
〔最判平成一三・三・二一八判時一七三・三三三〕

10 担保不動産収益執行の管理人は、担保不動産の収益に係
る給付を求める権を行使する権限を取得することに効力
あり、同権利自体は、担保不動産収益執行の開始決定の効力
が生じた後に弁済期の到来するものであつても、所有者に
帰属しているのと解するのが相当である。(一) 担保不動産
の賃借人は、抵当権に基づく担保不動産収益執行の効力が
生じた後においても、抵当権設定登記の前に取得した賃借
人に対する債権を自働債権とし、賃料債権を受働債権とす
る相殺をもつて管理人に対抗することができる。
〔最判平成二・七・二二民集六一・三・一〇四七〕

11 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権
とが相殺適法であるといふためには、受働債権につき、期
限の利益を放棄することができるというだけでなく、期
限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実にお
来していることを要する。
〔最判平成一五・二・二八民集六七・二・三四三三〕

相殺の方法及び効力

第五〇六条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する
意思表示によつてする。この場合において、その意思
表示には、条件又は期限を付することができる。
② 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適す
るようになつた時、その効力を生ずる。

★一条件 法二七三、期限 法二二五

1 貸借借契約が、質料不払を理由として適法に解除された後
に、賃借人が解除前から質買人に対して有していた金銭債
権をもつて質料債務と相殺をしても、解除の効力には影響
がない。この理は、賃借人が解除当時自己が反対債権を有
する事実を知らなかつたため、相殺の時期を失した場合で
あつても、異ならぬ。
〔最判昭和三三・三八八民集一一・三・五一一三〕

履行地の異なる債務の相殺

第五〇七条 相殺は、双方の債務の履行地が異なるとき
であつても、することができる。この場合において、
相殺をする当事者は、相手方に対し、これによつて生
じた相殺を賠償しなければならぬ。
★弁済の場所と費用 法四八四、四八五

時効により消滅した債権を自働債権とする相殺

第五〇八条 時効によつて消滅した債権がその消滅以前
に相殺に適するようになつた場合には、その債権
者は、相殺をすることができる。
★消滅時効 法一六七、一七四の二

請求時効の目的物の瑕疵修補に代る損害賠償請求権につ

て民法六三七条所定の除斥期間を経過した場合であつて
も、右期間経過後に請負人の注文者に対する請負金請求
権と右損害賠償請求権が相殺適法に達していたときは、
同法五〇八条の類推適用により、右期間経過後もあつて
も、注文者は、右損害賠償請求権を自働債権とし、請負代
金請求権を受働債権として相殺することができる。
〔最判昭和五〇・三・四民集三〇・二・二四八〕

民法五〇八条が適用されるためには、消滅時効が援用され

た自働債権について、その消滅時効期間が経過する以前に
受働債権と相殺適法にあつたことを要する。
〔最判平成一五・二・二八民集六七・二・三四三三〕

不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止

第五〇九条 債務が不法行為によつて生じたときは、そ
の債務者は、相殺をもつて債権者に対抗することがで
きない。
★不法行為 法七〇九

1 民法五〇九条は、不法行為の被害者として現実の弁済によ
り損害の填補を受けさせるとともに、不法行為の撲滅を防
止することを目的とするものであるから、不法行為に基づ
く損害賠償債権を受働債権とする相殺は、不法行為に基